

議案第 15 号

亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

亀山市農業集落排水処理施設条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 27 年 2 月 26 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

亀山市農業集落排水処理施設条例（平成17年亀山市条例第124号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

昼生地区処理場	亀山市下庄町393 1番地	下庄町、中庄町及び三 寺町の一部
---------	------------------	---------------------

別表第3に次のように加える。

昼生地区処理場の処理区域に属する区域	430,000円
--------------------	----------

附 則

この条例は、平成27年3月31日から施行する。